宇和島地区広域事務組合規則公布第６号

宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホーム管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和３年７月２６日

宇和島地区広域事務組合

組合長　岡　原　文　彰

宇和島地区広域事務組合規則第６号

宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホーム管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和３年７月２６日

宇和島地区広域事務組合
組合長　岡　原　文　彰

宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホーム管理規則の一部を改正する規則

宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホーム管理規則（平成２２年規則第６号）の一部を次のとおり改正する。

第６条第２項中「５０５円」を「５３０円」に改める。

別表第１中「１，３９２円」を「１，４４５円」に、「３８２円」を「３８５円」に、「５０５円」を「５３０円」に改める。

別表第２を次のように改める。

食費の負担限度額

所得の区分	概　　要	食費の負担限度額（日額）	
		特養	短期
１－①	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額＋年金収入額が80万円超120万円以下の者等	６５０円	１，０００円
１－②	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額＋年金収入額が120万円超の者等	１，３６０円	１，３００円
２	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額＋年金収入額が80万円以下の者等	３９０円	６００円
３	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者等	３００円	３００円
４	所得の区分１から３以外の者	１，４４５円	１，４４５円

※　所得の区分１は，食費の負担限度額告示の表に規定する区分(以下「食費告示区分」という。)一，二，三の区分，所得の区分２は，食費告示区分四，五の区分，所得の区分３は，食費告示区分六，七，八の区分とする。

別表第３を次のように改める。

食費の特定負担限度額

所得の区分	概　　要	食費の特定負担限度額（日額）

１－①	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額＋年金収入額が 80 万円超 120 万円以下の者等	６５０円
１－②	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額＋年金収入額が 120 万円超の者等	１，３６０円
２	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額＋年金収入額が 80 万円以下の者等	３９０円
３	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者等	３００円 （平成 17 年 9 月 30 日において廃止前の厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合（平成 12 年厚生省告示第 63 号）における表の下欄の割合が 100 分の 95 以上である者であって、かつ、介護保険法の施行の際現に施行法第 20 条の規定による改正前の老人福祉法第 28 条第 1 項の規定により費用を徴収され、当該徴収されている費用の 1 日当たりの額（その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）が 300 円未満であるものにあっては、当該額）
４	所得の区分１から３以外の者	１，４４５円

※　所得の区分１は，食費の特定負担限度額告示の表に規定する区分(以下「食費特定告示区分」という。)一，二，三の区分，所得の区分２は，食費特定告示区分四，五の区分，所得の区分３は，食費特定告示区分六，七，八の区分とする。

附　則

この訓令は、令和３年８月１日から施行する。